

特別家事審判事件の手續に関する改正試案の補足説明 正誤表

平成22年8月17日

平成22年8月6日付けで意見募集を開始した「特別家事審判事件の手續に関する改正試案の補足説明」について、以下の誤りがありましたので、訂正いたします。

ページ	行	誤	正
9	イの6行目	「また、任意後見人の解任の審判事件における～ものとするを前提としている。」	該当箇所の一文を削除